

弁護士から見たマイナンバー

平成 27 年 11 月 17 日

きっかわ法律事務所

弁護士 浜本光浩

1 番号法の位置付け

- ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

→行政手続がメインで、民間事業者は協力する立場

- ・一般法である個人情報保護 3 法（個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法：2003 年制定）の特別法という関係

→金融機関を除く民間事業者にとっては、顧客を対象としない点で、個人情報保護法完全施行（2005 年）の時よりも影響する範囲は限定されるはず

（ただし、社会保障や税の分野が対象であり、雇用する全従業員に関係することや、小規模事業者も法適用の対象から除外されていないことから民間事業者の事務手続に大きな影響）

2 事業者がやらなければならないこと

- ・マイナンバーの収集
- ・基本方針の策定
- ・取扱規程等の策定
- ・組織的安全管理措置
- ・人的安全管理措置

- ・ 物理的安全管理措置
- ・ 技術的安全管理措置
- ・ 就業規則の変更（服務規律、懲戒事由等）

3 事業者がしてはならないこと

- ・ 目的外のマイナンバーの提供、収集、保管

4 委員会による監視・監督

- ・ 報告、資料提出の要求及び立入検査（52条）
- ・ 個人情報への取扱いに関する指導・助言（50条）
- ・ 違反行為の中止や是正についての勧告・命令（51条）

5 罰則（67条～75条）

- ・ 従事者等が個人番号等を不正に提供等した場合
- ・ 個人番号等を盗み出す行為等をした場合
- ・ 委員会の命令に違反した場合
- ・ 委員会に虚偽報告をしたり、立入検査を拒否した場合
- * 委員会による監視・監督の実効性を損なう行為をした場合や、従業員が不正行為を行った場合には、事業者も罰金刑が科される可能性あり（77条）

→ 過失による情報漏えいの場合、罰則の適用はない

ただし、故意、過失のいずれであっても、個人番号等の不適切な取扱いによる権利侵害は債務不履行または不法行為となり、漏洩者及び雇用主が損害賠償責任（民事上の責任）を負う恐れあり

6 弁護士としての関与

- ・ 税務関係は税理士マター（経理部門）、社会保障関係は社労士マター（人事部門）、セキュリティはシステム業者マター（システム部門）
 - 導入時には基本方針、取扱規程等の策定支援が中心
- ・ 個人番号等の不適切な取り扱いによる権利侵害が生じた場合
 - 被害者への対応（訴訟対応等）、行為者等の処分決定への関与

以 上